

いじめ防止基本方針

今治明德中学校

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じるものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

○ 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、本人にとって嫌なことを執拗に繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。
- 遊んだり、ふざけたりするふりをして故意に叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を隠されたり、たかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 本人にとって嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、強要されたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする等。
- パソコンや携帯電話で、本人又は、他の人になりすまし、不利益なことをされる等。

(2) いじめに対する基本的な考え方

近年、いじめ問題は大きな社会現象として深刻になっている。その多くが生徒の将来を担う学校で起こっている事実を踏まえ、いじめはどの学校でも起こりうることを前提として取り組まなければならない。いじめ問題の対応は学校として喫緊の大きな課題である。

そこで、生徒たちが安心・安全に充実した中学校生活を送れるように、いじめ根絶に向け、日常の指導体制を組織化し、いじめの防止を図りながら、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため対策を講じる。

2 いじめ防止のための取り組み

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。次の点に重点を置いて取り組む。

- (1) 魅力ある学級・学校づくり
- (2) 生徒の生きる力を育む指導
- (3) 生命や人権を大切にする指導
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめ防止のための組織について

- (1) 「いじめ防止・対策委員会」を設置する。
- (2) 構成員
校長、教頭、主任、副主任、生徒指導担当、学年主任、教育相談担当、養護教諭
- (3) 委員会の役割
 - ア いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの防止のための方策の推進と見直し
 - ウ いじめ発見時の対応方針の決定
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修の実施
 - オ 教職員・生徒・保護者の人権意識を高める啓発活動の実施

4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応の方策

教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性やお互いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりに努める。

- (1) 予防
 - ア 定期的にアンケート（記名式）を実施し、実態を把握する。（毎月1回程度）
 - イ 教育相談を実施し、悩みや不安について把握して、心のケアに努める。
 - ウ 「あゆみ」の記述内容から生徒の状況を把握し、生徒理解に努める。
 - エ 生徒の小さな変化を見逃さず、教師間で情報交換を密にし、共通理解をはかる。
 - オ 小さな情報でも、気になることは保護者と情報を共有し、生徒を見守る。
- (2) 啓発
保護者などといじめの問題を協議するとともに、学校におけるいじめへの対応方針や、指導計画を公表し、理解と協力を得るように努める。
- (3) 体制づくり
職員会議や職員研修を通して、いじめの問題を定期的に取り上げ、いじめに関して、教職員間で共通理解を図るとともに、全教職員で組織的に対応することを徹底する。
 - ア いじめを認知した際の、役割分担や対応手順
いじめ発見から組織対応の手順は、次のように行う。
 - ① 発見者・又は相談を受けた者 ⇒ ② 学級担任 ⇒ ③ 学年主任
 - ⇒ ④ 生徒指導 ⇒ ⑤ 管理職（教頭）⇒ ⑥ 管理職（校長）
 - ⇒ ⑦ 「いじめ防止・対策委員会」を開く
 - 発見者や通報を受けた者は、個人で対応するのではなく、必ず管理職まで報告し、管理職の判断・指導を受け、組織として問題解決の対応をすること。管理職は、内容によっては、委員会を開き、対応の方針を検討し、対応組織を編成する。
- イ 該当生徒への対応
 - 複数教員での事実確認を行う。（被害者・加害者・周囲の生徒等）
 - いじめを受けている側の生徒の立場に立ち、該当生徒を守り、共感することで心の安定を図る対応を進める。

- いじめを行っている側の生徒、あるいは加担したとされる生徒には、事実を確認しながらその重大性を認識させるとともに、該当生徒が抱える問題等に考慮した対応・指導を進める。
- いじめに関わる周囲の生徒へも、いじめの認識や対応の在り方等について指導する。

ウ 連携

家庭訪問や三者面談、保護者会、学校だよりの発行等を通じて、平素から保護者との信頼関係を築く。

警察署、保護者の方々との会議や会合を開催し、いじめへの対応に協力を得るために、平素から連絡を密にしておく。

エ 相談

生徒がいじめ等の学校生活に関する相談が出来るように、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、生徒と強い信頼関係を築いていく。

5 いじめに対する措置

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、速やかに管理職まで報告し、いじめ防止・対策委員会で検討し、迅速に対応できるようにする。対応は、第一に被害生徒を守り通すことを前提に、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害生徒、加害生徒ともに事情や心情を聴取したうえで、相方の生徒の状況に応じて継続的なケアを行い、再発防止に向けて適切に指導及び支援を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、問題となったいじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

6 重大事態への対処

- 重大事態の疑いが生じた場合、私学文書課に重大事態の発生を報告する。

重大事態

- ・ いじめが原因とされる欠席が30日以上ある場合
 - ・ 生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じている場合
- 私学文書課の指導・助言を受け、学校に調査組織を設置する。
 - 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - いじめを受けた生徒及び、その保護者に対して情報を適切に提供する。
 - 調査結果を私学文書課に報告する。
 - 調査結果を踏まえた必要な処置をする。